

地域子ども・子育て支援事業の 主な検討課題と考え方について

(地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、
要保護児童等に対する支援に資する事業、子育て短期支援事業)

第3回子ども・子育て会議基準検討部会説明資料のうち主な検討課題と考え方
の部分に委員からの主なご意見を付記したもの

平成25年11月15日

地域子育て支援拠点事業

量的拡大をどう図るか

実施か所数は、近年着実に増加しているが、子ども・子育てビジョンの目標にはなお隔たりがある。

質の担保

多様な実施形態があり、利用状況も拠点によって様々な中、質の評価を事業にどう組み込んでいくのかについて検討が必要。また、その質を評価・点検する仕組みについても透明性の確保などに留意しつつ、検討が必要。

利用者支援事業など他の地域子ども・子育て支援事業との連携・役割分担

(主な意見)

新制度では本事業に都道府県が補助することもあり、今後都道府県の関わりが期待される。

基本の4事業や開所日数等どこまで実施することを基本とするのか。また拠点としての事業をどう利用者支援とつなげていくのかが重要。

本事業に求められる役割は大きく、週5日1日5時間以上開所の拠点が必要。地域機能強化型を拡充して欲しい。

父親が利用しやすいように、土日を含むより多くの日に開催できるよう、財政支援をお願いしたい。

幼稚園も地域の子育て支援を行ってきており、現行の基準であるとハードルが高い。幼稚園の子育て支援も補助対象となるようにして欲しい。

妊婦健康診査

望ましい基準の制定

「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について制定予定。具体的内容については、現行の通知をベースに検討

(主な意見)

里帰り出産など複数の市町村にまたがって受診する場合への配慮が必要。また、別の市町村との間で、妊婦健診の公費負担に関する契約が新たに必要となるなど、医療者側にとっても手続きが煩雑
取組に地域格差があり、地域の医師会の担当役員は自治体との交渉をせねばならず、医師会の負担が大きい
公費負担の対象となる検査の内容と実際の検査の内容に乖離があるのではないか(例えば超音波検査は毎回実施されていることが多いが、通知では4回しか認められていない)

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

できるだけ早期の訪問

幅広い産後ケアの充実のための、早期に必要な支援につなげられるよう、できるだけ早期に訪問するための方策

「少子化危機突破のための緊急対策」(平成25年6月7日少子化社会対策会議決定)において、「産後ケア」の強化が挙げられている。

養育支援を必要とする家庭の確実な把握

そのための事業の実施方法や人材の質の確保の方策

国において、全国的に統一したアセスメントシート(訪問時に共通的に確認・記録すべきことを記した紙)の作成や、専門職以外の人材が担う場合の研修のためのQ & Aの作成が有用であるとの指摘がある。

里帰り出産への対応

里帰り出産の場合でも、早期に訪問が為されるための仕組み(住所地と里帰り先市町村との連携方法など)を整理することが必要。

(主な意見)

本事業も含めた幅広い産後ケアが必要。
必要な場合には複数回訪問できるようにしてはどうか。
訪問時に母親のみならず父親からもしっかり話を聞くようにしてほしい。

養育支援訪問事業

本事業が養育支援を特に必要とする家庭のニーズに応えているか

本事業の支援対象家庭の明確化を求める声があるが、本事業の対象範囲をどうするべきか(利用料徴収とも関連)。

訪問者の資質確保、適切な実施体制確保のための方策

支援対象家庭への適切なアセスメントを踏まえた効果的な支援を行ううえで、事業に携わる職員(訪問者や進行管理を行う職員)の資質確保や適切な進行管理を行うことが必要だが、そのためにどのような取組が必要か(例えば、専門性を有する児童相談所など関係機関からのバックアップの充実、連携強化など、都道府県レベルのバックアップ機能の充実が必要ではないか)

- 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (要保護児童等に対する支援に資する事業)

事業の枠組み

補助対象となる[1]～[5]のうち、取り組みを強化すべき事業は何か。

[1]研修の受講

- ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講

[2]ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組

[3]ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

[4]ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

[5]地域住民への周知を図る取組

(主な意見)

要保護児童対策地域協議会への産科医の参画を促進することが必要。

子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

事業の位置づけ

本事業については、夜間保育やファミリー・サポートセンター事業等、類似の機能を持つ事業があるところ、新制度の下では、主に宿泊を伴う養育のニーズに対応すべきという考え方があるが、どうか。

事業運営のあり方

優先利用の方法や利用料の設定等の事業運営上の工夫については、実態が一様ではないため、一律に基準等を定めるのではなく、具体的事例など参考となる事項を示し、それを踏まえて各自治体がその実情に応じて実施することが望ましいという考え方があるが、どうか。